

---

## 法人番号・法人ポータル検討について

2014/08/19

株式会社 日立製作所 情報・通信システム社

公共システム事業部 公共イノベーション事業推進本部

公共ビジネス推進部

中村信次

# 1-1 政府検討ふりかえり 企業コードの位置づけ・背景

## ■「新たな情報通信技術戦略」(2010.5.11 IT戦略本部決定)(抜粋)

### 1. 国民本位の電子行政の実現

(1)情報通信技術を活用した行政刷新と見える化

【重点施策】

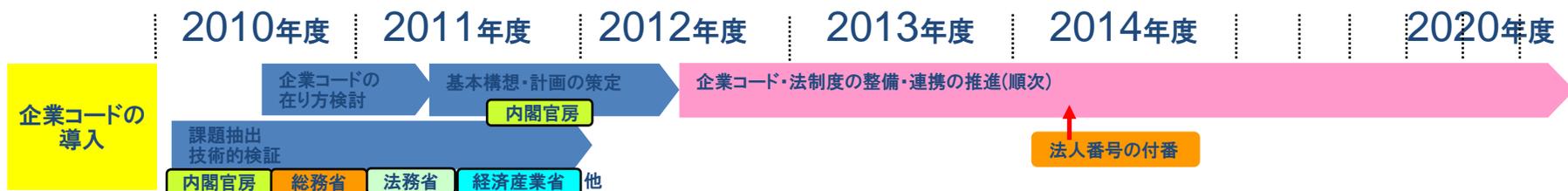
○電子行政の推進に際しては、費用対効果が高い領域について集中的に業務の見直し(行政刷新)を行った上で、共通の情報通信技術基盤の整備を行う。クラウドコンピューティング等の活用や企業コードの連携等についてもその一環として行う。

【具体的取組】

vi)全国共通の電子行政サービスの実現

行政手続に係る電子的フォーマットの全国的な共通化や企業コードに係る政府・地方自治体の行政機関間・官民間の連携、地方自治体相互間における標準仕様を活用したバックオフィス連携と業務プロセスの改革等を推進。

## ■「新たな情報通信技術戦略工程表(改訂版)」(2011.8.3 IT戦略本部決定)(抜粋)



### ○短期(2011年度):

企業コードに関して、付番方法や番号管理方法、情報連携機能などの企業コードの在り方など制度設計の進め方について検討を行い、基本構想をまとめるとともに、制度実現に向けた技術的検証を実施する。

・内閣官房:

企業コードの国内外の現状や課題、ニーズ、ユースケース等を踏まえ、今後のビジョンと方向性をとりまとめ、基本構想を策定。

・内閣官房、総務省、法務省、経済産業省他:

企業コードに関する課題を整理するとともに、企業コードを用いた行政機関間の情報連携に係る技術検証を実施。

### ○中期(2012年度、2013年度):

企業コードの基本構想に基づいて基本計画を策定し、企業コードの整備・連携を順次推進。また必要に応じ法制度を整備

# 1-2 政府検討ふりかえり 行政手続きで使用する企業コードの実態

## 利用促進対象175手続きで使用する企業(事業者)コードの調査結果

※利用促進対象手続きを所管する7府省に対して調査

### ○ 企業コードの実態

- ・66手続きで13種類の企業コードを使用
- ・企業コードの体系 → 桁数(2桁から14桁)、各桁の属性(所掌組織番号、都道府県番号、通し番号等)及び付与単位(企業単位、営業所単位)が区々となっている

府省名	名称(13種類)	申請等件数	使用手続き(66手続き)	桁数	コード体系
金融庁	代申会社コード	60万件	生命保険募集人登録事務等2手続き	2	英字2桁 生命保険協会が発行したコード番号を使用
		16万件	損害保険募集人登録事務等2手続き	2	英数字2桁 損害保険協会が発行したコード番号を使用
総務省	免許人コード	60万件	無線局再免許申請等2手続き	8	ランダムな英数字
法務省	会社法人番号	220万件	商業・法人登記の申請	12	登記所番号4桁+会社法人識別2桁+会社法人通し番号6桁
	ユーザー名	120万件	乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可申請等2手続き	8	管轄入管局コード(英字)2桁+西暦2桁+ユーザー通し番号5桁
財務省	利用者コード	4,832万件	入出港届等の提出、輸出入申告等11手続き	5	税関コード1桁+任意の営業所コード(英字)1桁+任意のコード(英字)3桁 (独)通関情報処理センターが付与。通関情報処理システム使用に当たって必要
	輸出入者コード(注1)	内4,426万件	輸出入申告等4手続き	5	日本輸出入者標準コード(JASTPRO((財)日本貿易関係手続簡易化協会)番号)5桁を使用
	船会社コード	内126万件	入出港届等の提出等4手続き	4	米国トラック協会(NMFTA)が発行するSCACコードを使用(英数字4桁)、SCACコードを持たない船会社に対しては通関情報処理センターが同等のコードを発行し、使用(数字2桁+英字2桁)
	航空会社コード	内109万件	入出港届等の提出等3手続き	2	国際航空運送協会が割り当てる2レターコードを使用(2桁の英数字)
厚生労働省	労働保険番号	469万件	労働保険事務の処理の委託等5手続き	14	都道府県符号2桁+所掌1桁+管轄番号2桁+基幹番号6桁+枝番号3桁
	雇用保険適用事業所番号	161万件	雇用保険被保険者資格取得届等17手続き	11	安定所番号4桁+事業者一連番号6桁+チェックデジット1桁
	社会保険事業所整理記号、事業所番号	7,159万件	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等17手続き	13	都道府県符号2桁+郡市区符号2桁-事業所記号(カナ・英数字)4桁+事業所番号5桁
農林水産省	輸出入者番号(符号)(注2)	186万件	食品等の輸入の届出	5	日本輸出入者標準コード(JASTPRO((財)日本貿易関係手続簡易化協会)番号)5桁を使用
	荷受人番号(符号)(注3)	54万件	指定検疫物の輸入届出等2手続き	5	日本輸出入者標準コード(JASTPRO((財)日本貿易関係手続簡易化協会)番号)5桁を使用
経済産業省	事業所番号	47万件	経済産業省生産動態統計調査等3手続き	10	都道府県番号2桁+事業所コード7桁+チェックデジット1桁
	識別番号	254万件	工業所有権出願関連手続き	9	申請人区分1桁+西暦2桁+一連番号5桁+チェックデジット1桁

※申請等件数は平成17年度行政手続オンライン化第10条公表結果から作成  
※(注1)、(注2)及び(注3)の名称は異なるが、同一のもの。

出典:IT戦略本部電子政府評価委員会平成18年度第4回会合「利用促進対象175手続きで使用する企業(事業者)コードの調査結果(総務省行政管理局)」の資料

# 1-3 政府検討ふりかえり 基本構想とは

## ■『企業コードの整備・活用に関する基本構想(案)』とは

- 企業コード実現のために必要な技術的、経済的及び制度的な側面のうち、主に技術的な側面を検討対象とし、今後のビジョンや方向性を描いたもの。
- 第24回電子行政に関するタスクフォース(5/15)において、手塚先生より提言。

## 『企業コードの整備・活用に関する基本構想(案)』

### ◆原則

行政や民間が保有する企業情報の流通を促進し、行政手続や民間取引の業務負荷削減等の効率化と企業情報の高度な利活用による新たな価値の創出を目指して、以下の3点を原則とする。

- 各情報保有機関がすでに保有している情報は改めて提出させない
- 信頼できる手続同士で企業情報の更新を共有化し、二重の届出をさせない
- 広く民間にも活用させるため、企業コードと基本的な企業情報はオープンにする

### ◆企業コードの将来像

- 企業コードにより個々の企業(法人、事業所)を一意に特定し、企業情報を必要な範囲に電子的に流通させることで、行政手続・届出のワンストップ化、添付書類の削減等により、企業の業務負荷の低減が図れる。
- 各機関の保有情報を相互に参照できるようにすることで、業務の精度の向上が期待される。

### ◆先行して導入する分野

企業コードを有効な社会基盤として整備・活用していくためにスモールスタート戦略を採用(早期に導入を開始すべきユースケースとその導入効果を広く示していき、ユースケースの拡大を図っていく狙い)。

- ユースケース① 社会保障分野における事業所情報共有
- ユースケース② 税務分野における宛名情報等共有
- ユースケース③ 入札参加資格審査申請(物品・役務)
- その他 民間分野での利用例(9例)

# 1-4 政府検討ふりかえり 民間分野への期待と企業コードの利用例

## 『企業コードの整備・活用に関する基本構想(案)』

### ◆ 民間分野への期待

- 企業コード導入の効果を早期に得るため、行政手続を中心とした分野を対象にしたユースケースの検討と並行して、民間の創意工夫により多種多様な企業コード利活用を進めていく取組が必要。
- 企業コード導入後できるだけ早い段階での民間への普及を実現するためには、2014年の法人番号付番までに、民間での企業コード及び企業属性情報利活用のよりどころとなる仕組みが、民間企業による団体を主体として整備されていることが望ましい。
- 企業コード導入の具体的な効果や課題・制約の検討のため、民間がリードする議論の場を設けるべき。

### ◆ 想定される利用例

業界内において分立している情報連携の仕組に対する横断的な情報連携や、企業が保有する取引先企業マスター・データベースの基本情報のメンテナンス等のユースケースにおいて、企業コードの活用を想定。他にも、自社内情報の紐付けや、他の企業が保有する情報の利用、行政が保有する企業に関する情報の利用等、様々なユースケースの実現が想定される。

分類	内容	利用例
1. 自社内情報の紐づけ	自社が保有する他社の企業情報を、企業コードを用いて紐づけ、経営管理の高度化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業間取引の効率化</li> <li>• 基本情報の洗い替え</li> <li>• 会計処理の合理化</li> </ul>
2. 他の民間企業が保有する情報の利用	他の企業が保有する公開情報または保有企業の意思によって提供された非公開情報を、企業コードを用いて一括検索、取得して企業活動に必要な情報として活用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サプライチェーン認証の合理化</li> <li>• 売掛債権担保融資の審査精度の向上</li> </ul>
3. 行政が保有する情報の利用	行政(国、地方公共団体、その他の公的団体)が保有する公開情報を、企業コードを用いて一括検索、取得して企業活動に必要な情報として活用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政の公開情報流通促進</li> <li>• 建設設計のトレーサビリティ</li> <li>• 海外から検索するディレクトリサービス</li> <li>• 企業間取引における取引先グループ企業情報の共有</li> </ul>

## 2-1 日立の企業コード整備・活用に向けた取り組み

日立では、グループ内で管理する企業情報の高度活用に取り組み、効果をあげてまいりました。

グループ内の取り組みで得た知見やノウハウに基づいて、日本のビジネスのインフラ強化による競争力向上や電子行政の高度化による最適化された社会の実現により、社会全体がより良くなっていくことを目指し、企業コード整備・活用の検討を支援しています。

### ● 「日立グループにおけるお取引先コード統一」

平成22年11月9日(火) 第3回 電子行政に関するタスクフォース

日立グループ内の企業情報の共通インフラ構築事例と効果をご紹介し、日本全体で企業情報インフラ整備に取り組む重要性とビジョンを提示

### ● 「企業コードによるワンストップ・Push型サービス 中小企業向け企業マイページ」

平成23年10月27日(木) 第16回 電子行政に関するタスクフォース

企業コードの整備・活用により可能となる新たなサービスと中小企業のメリットを、デモに基づいてわかりやすくご紹介

### ● 「海外における企業コードの状況について」

平成24年5月15日(火) 第24回 電子行政に関するタスクフォース

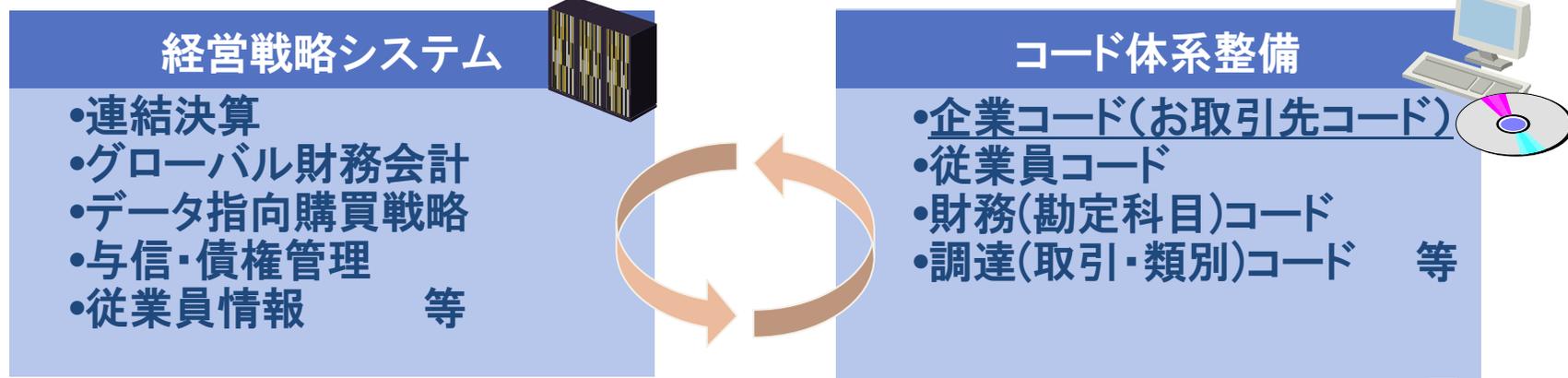
日本の今後の検討の参考・ベンチマークとなるような、企業コード活用・整備の海外事例をご紹介

これらのご紹介内容が基本構想(案)に反映されました

## 2-2 日立「グローバル企業コード (G & G)」の導入

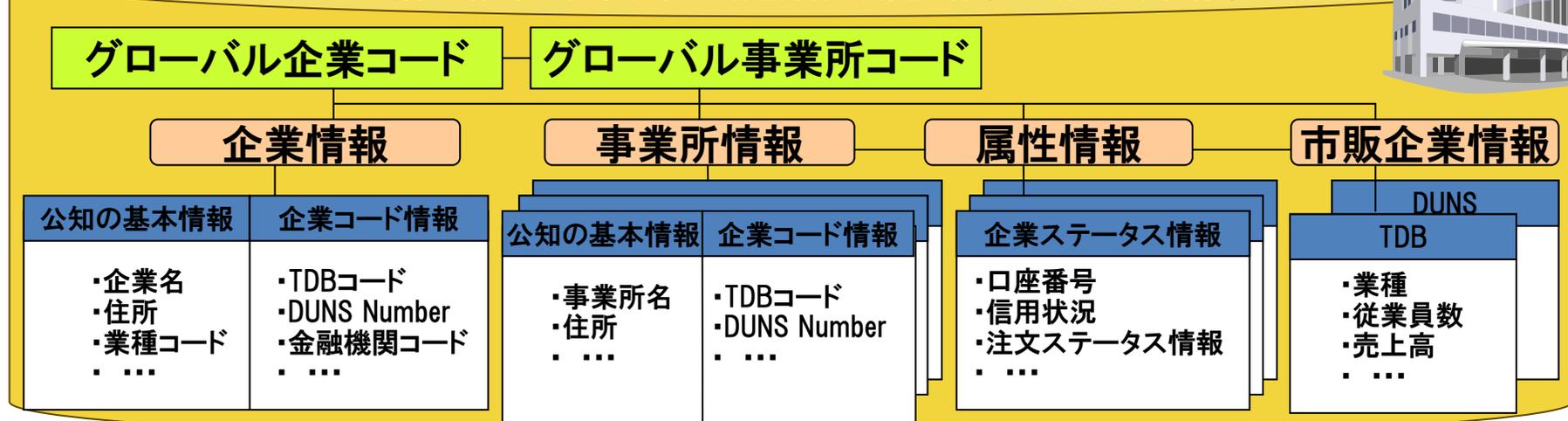
### ■ 経営戦略とコード体系整備

日立では、グループでの企業価値最大化(グループITガバナンスの確立・経営のスピードアップ・可視化等)における基盤整備ため、統一的なグローバル企業コード(G&G)を導入。



### ■ G&Gマスタ

40カンパニ、330グループ各社で活用。企業・事業所25万件登録済(新規追加約5,000件/月、変更約3,000件/月)



# 3-1 番号制度:法人番号 法人番号とは

## 法人番号の特徴



### 付番

- ・ 国税庁が、法人等に法人番号を指定し、通知。
- ・ 2015年10月から通知予定。
- ・ 法人番号の桁数は、13桁

### 付番対象

- ・ **登記所に設立の登記をした法人**
- ・ 国の機関及び地方公共団体
- ・ 登記のない法人で法人税等の申告・納税義務等を有する者 など

### その他

- ・ 法人番号は、変更不可。
- ・ 法人番号は、**官民を問わず**様々な用途で利活用可能。
- ・ 国税庁から法人3情報が提供・公表される。

## 国税庁から提供・公表される法人情報

### 法人3情報(基本3情報)

法人番号(13桁)

商号

所在地

# 3-2 番号制度:法人番号 法人番号利活用の課題

## 民間事業者における利活用における課題抽出

### 利活用における課題



平成25年度 経済産業省調査事業

座長:手塚悟 東京工科大教授  
(検討項目)

- ・企業へのユースケースヒアリング
- ・ユースケースの整理と効果算出
- ・国税庁の法人情報提供機能について
- ・諸外国の状況調査

#### 法人3情報以外の属性情報の充実

- ・取引先管理(実在性確認、与信管理、債権債務管理等)等のためには、法人3情報だけでは不十分。
- ・例:取引先管理の場合、法人3情報に加え、代表者氏名、設立年月日、資本金、業種、納税有無、資格・免許、事業所等が必要

#### 法人番号の普及が必要

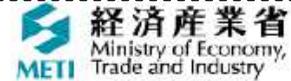
- ・法人番号が普及していないと、企業間の取引において法人番号を積極的に利用できない。
- ・法人も個人事業主も区別なく商取引は行われているので、個人事業主が付番されないと一元管理出来ない。

#### 異なるコード体系との整合性確保

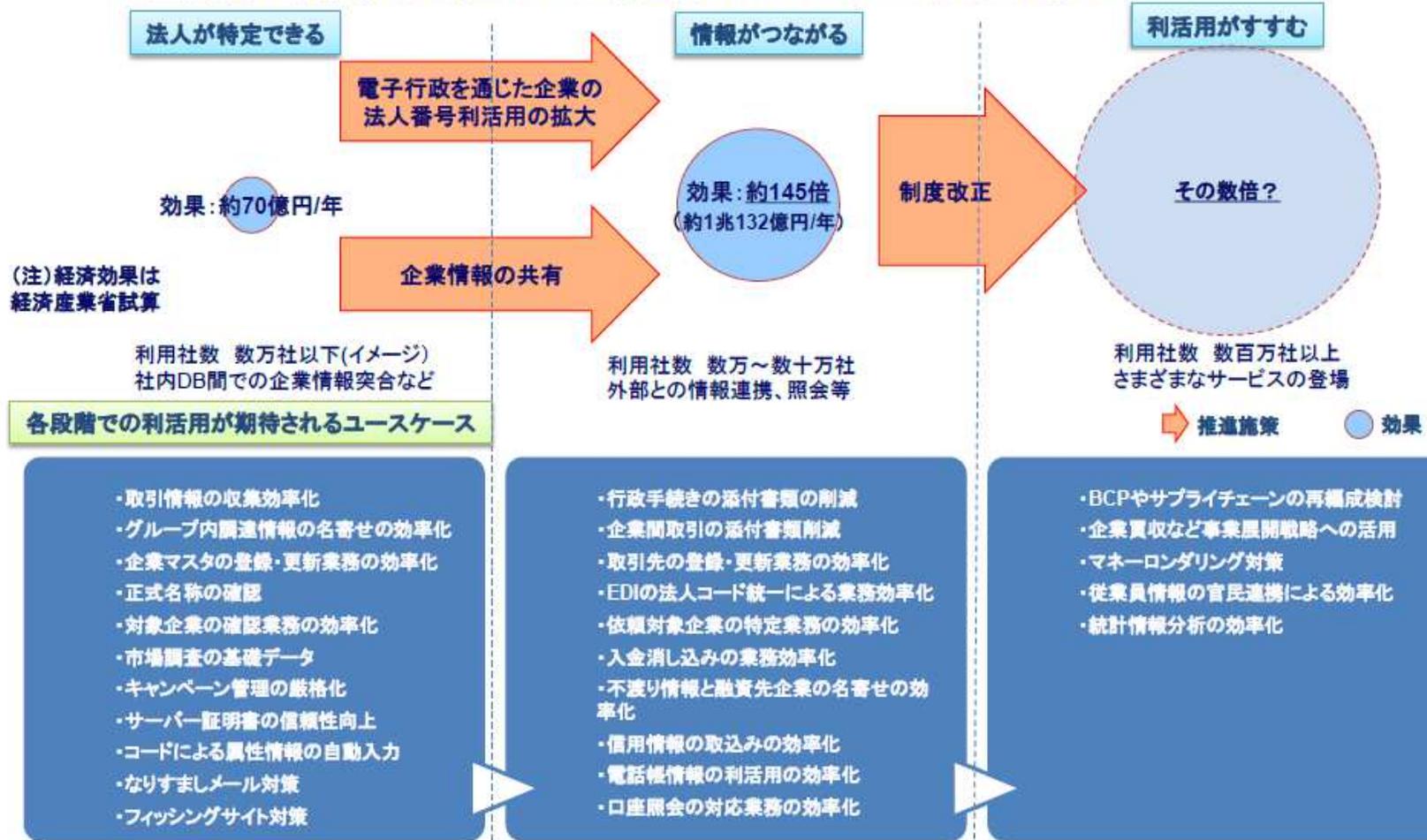
- ・すでに、官民で企業コード体系や付番単位が異なる(事業所単位、請求先単位)コード体系が存在しており、これらのコードと法人番号との整合性を確保する必要がある。

# 3-3 番号制度:法人番号 法人番号が目指すべき効果

## 法人番号の利用ベース拡大と経済へのインパクトの関係



法人番号の利活用による経済効果は、利用ベースにより大きく異なる。企業情報の共有基盤整備や制度改革を経ることで、経済的インパクトも飛躍的に拡大。



# 3-4 番号制度:法人番号 法人番号の行政での活用の方向性

## 法人番号利活用の行政機関関連の推進施策(案)① 短期的推進策



### 電子行政を通じた企業の法人番号利活用の拡大

#### 行政機関から公開する企業情報に法人番号を付記

- 行政機関から情報公開するデータ(オープンデータ)に、法人番号を必ず付記。  
(対象となる情報公開データの例)
- 表彰情報: 中小企業IT経営力大賞、製品安全対策優良企業表彰、等
- 行政処分情報: 特定商取引法に基づく業務停止命令、商品先物取引法に基づく業務改善命令、等
- 調達情報: 入札結果、指名停止措置、行政事業レビュー、等



「中小企業IT経営努力大賞2010」受賞者

受賞者は、以下の通りです。

●大賞(経済産業大臣賞)2件

■株式会社 ○○(京都府宇治市)

法人番号: 1234567890123

■株式会社 △△(福岡県久留米市)

法人番号: 2345678901234

公開する企業情報に、法人番号を記載

#### 行政機関への申請手続きにおける法人番号の付記

- 入札参加資格、各種補助金・助成金等の企業からの申請手続きにおいて法人番号を付記。  
(期待される効果)
- 行政機関内で法人ごとの許認可状況、補助・助成状況の体系的な把握が可能。
- 行政機関から情報公開される企業関係データへの法人番号の付記が容易になる。

#### 入札参加資格申請システム

申請者に関する情報

◆法人名

◆住所

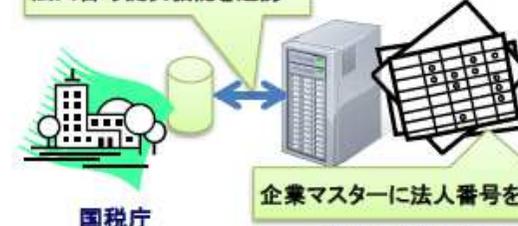
◆法人番号

申請者情報入力項目に、法人番号を追加

#### 行政機関の企業関係の情報システムでの法人番号の利用及び追記

- 行政機関における企業関係の情報システムについては、
- 新規システム構築の場合、国税庁の法人番号提供機能を前提としたデータベース構築。
- 既存システムが存在する場合、情報システムの企業データベースマスターに法人番号を追記。  
などの対応を行うことで、法人ごとの許認可状況、補助・助成状況等の体系的な把握が可能となり、政策立案や業務効率化へ法人情報を活用可能。

法人番号提供機能を連携



企業マスターに法人番号を追記

各省情報システム

5

# 3-5 番号制度:法人番号 法人番号の将来の活用想定

## 法人番号利活用の行政機関関連の推進施策(案)② 中長期的推進策



### 企業情報の共有

#### 行政機関における企業情報の共有基盤の整備

政府関係機関間で、法人番号を通じて企業情報を共有するための基盤(企業情報共有基盤)を整備すべき。また、その中で、自らの企業情報を法人が取得できる仕組み(法人版マイガバメント)も必要。

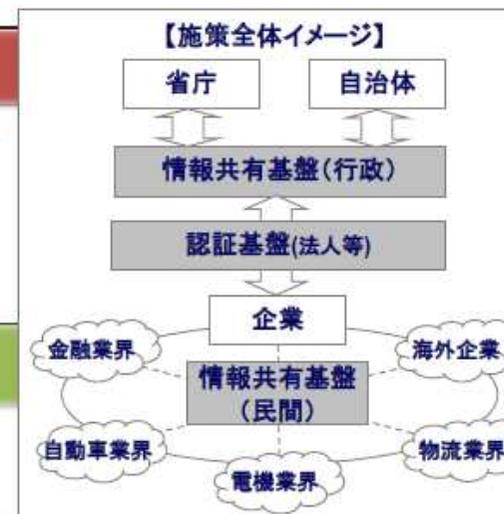
(共有情報の例)

行政機関の各種申請情報(財産権出願関連手続き、各事業法に基づく事業計画/事業報告等)  
 登記事項証明に記載している情報      納税証明書に記載している情報  
 行政機関との取引実績に関する情報      等

#### 企業情報共有基盤に対して自社の企業情報にアクセスするための企業の認証基盤の整備

法人版マイガバメントにアクセスするための認証基盤を整備すべき。(民間側の情報共有基盤にも利用可)  
 (課題)

- ・ 認証主体をどうするか。個人とする場合、法人代表者以外の部門責任者などをどう位置づけるか。  
 (既存の認証制度としては、法務省の商業登記に基づくもの、JPKI、電子署名法による電子証明書などが存在)
- ・ 認証に際してのセキュリティレベル、アクセス手段をどうするか(マイガバメントと同様の論点)



### 制度改正等

個人事業主と法人を一元管理するには、法人番号の対象外になっている個人事業主への付番が必要。

法人間や法人と個人との取引を効率的に管理するため、またはマネーロンダリング対策などの金融取引の透明性の向上等のためには、請求書や領収書等への法人番号の記載に義務付けが必要。

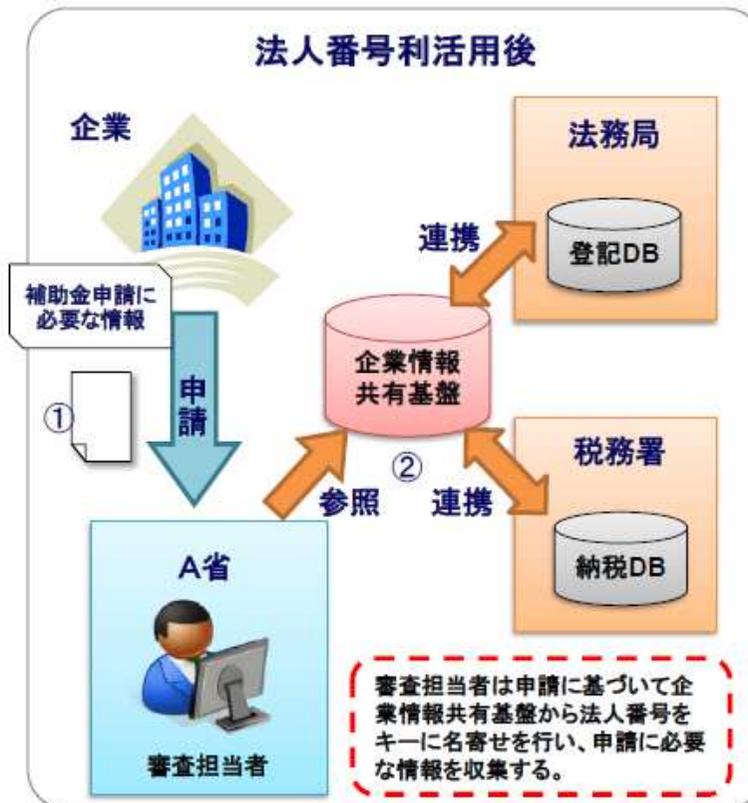
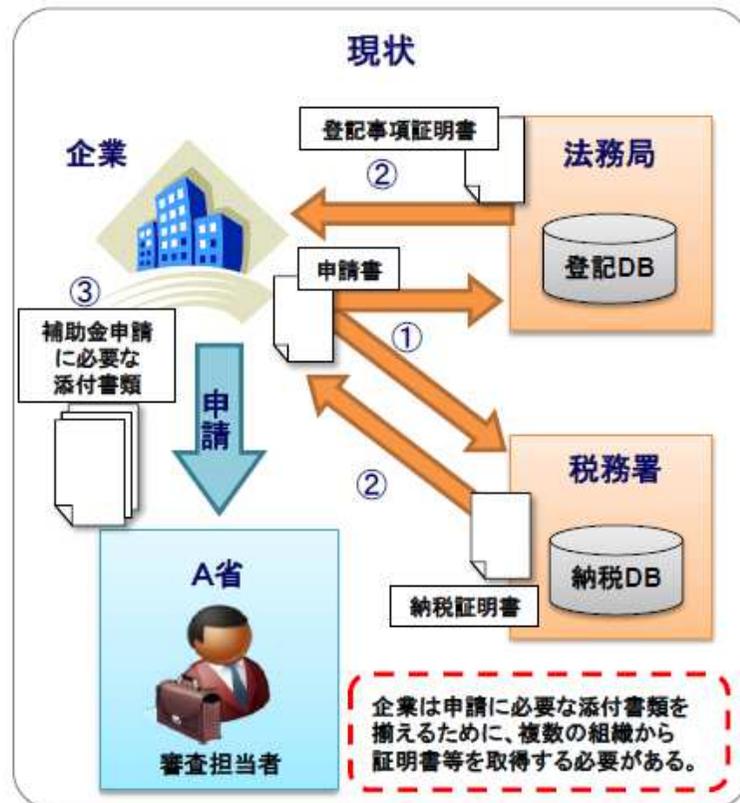
# 3-6 番号制度:法人番号 法人番号での添付削減イメージ

## (参考)法人番号利活用事例 行政手続の添付書類の削減



行政機関が保有する企業情報(登記事項証明書等)を行政機関の間で連携することで、補助金や入札参加資格の申請の際に、必要となる添付書類を削減できる。

### (例)補助金の申請



(注)法務局及び税務署において、法人番号に基づくオンライン照会に対応できるシステムを整備することが前提。

## ■ 「世界最先端IT国家創造宣言」の改定 より抜粋

### Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現
  - (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

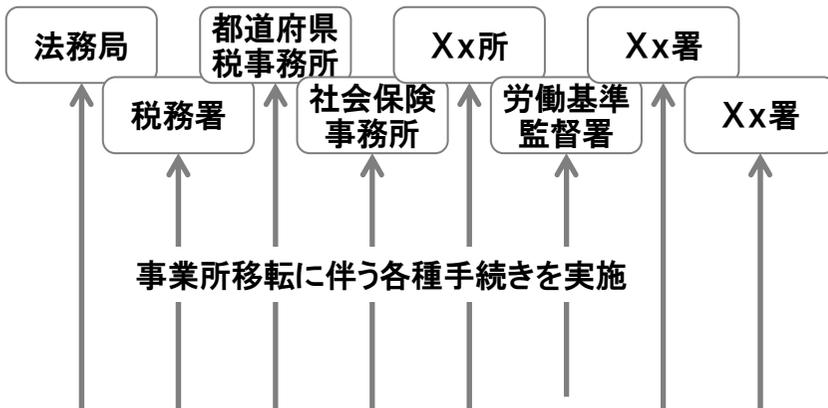
法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高めるとともに、法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル」を構築する。  
マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

# 5-1 研究会議論に向けて 法人ポータルイメージ

## ■ 事業所移転手続きのワンストップ化例

### 現状

企業が事業所を移転した際、法務局や税務署をはじめとする複数の行政機関に、事業所移転に伴う各種手続きを行う必要がある。そのため、移転先事業所に関する情報を何度も記載することが求められる。

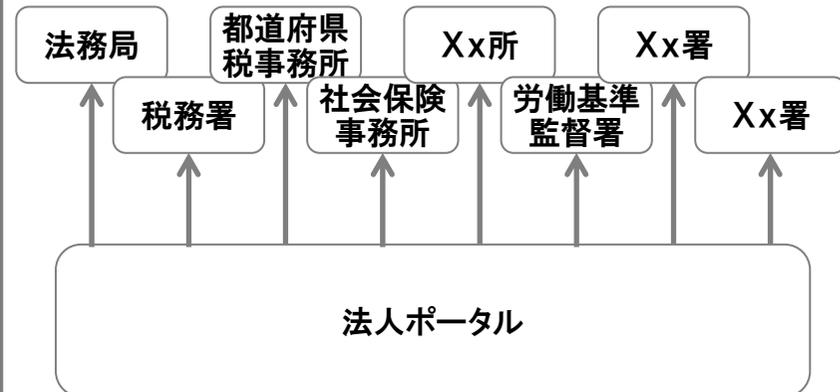


事業所移転に伴う各種手続きを実施

移転先事業所の情報を  
繰り返し何度も記載

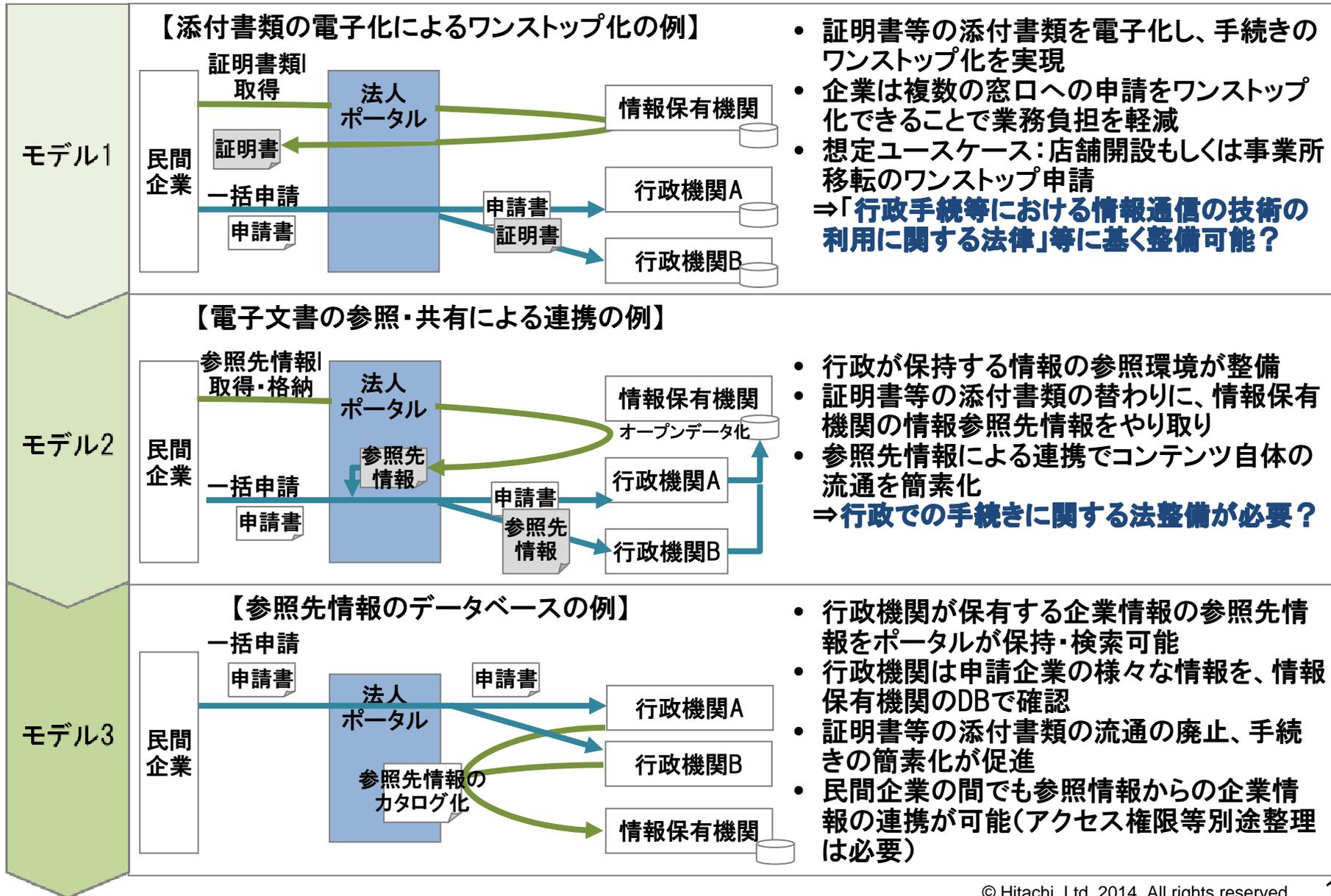
### 今後

企業は事業所移転に伴う手続きを、法人ポータルを通してワンストップで申請することができるようになる。そのため移転先事業所の情報は一度登録するだけで済み、業務負担の軽減に繋がる。

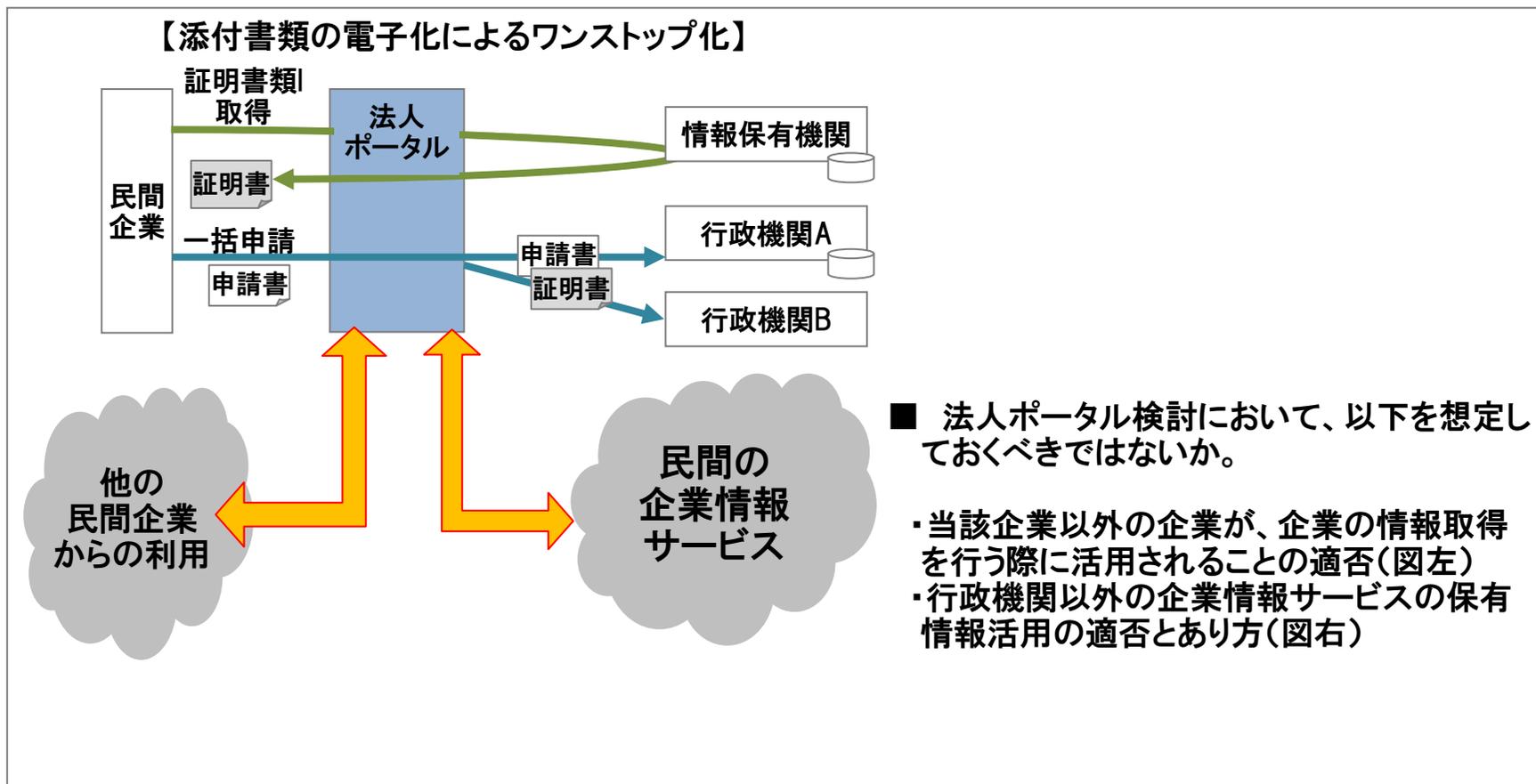


法人ポータル

事業所移転に伴う手続きを  
ワンストップで実施可能



# 5-5 研究会議論に向けて 情報連携における民間サービスとの連携



**HITACHI**  
**Inspire the Next**